

建設工事を受注される皆様へ

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、法定外の労働災害保険の保険料を予定価格へ反映することが発注者の責務として位置づけられたことを踏まえ、令和2年10月から土木工事、令和3年6月から建築工事の積算基準を改定し、法定外の労働災害保険の保険料を現場管理費に反映した予定価格の設定としております。

また、法定外の労働災害保険については、現在、経営事項審査の加点※対象となっております。

建設工事を受注される皆様のうち、法定外の労働災害保険について未加入の事業者におかれましては、改定の趣旨を御理解いただき、速やかに加入をお願いします。

※法定外の労働災害保険の経営事項審査の加点要件

(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であつて(a)及び(b)に該当するもの。

- (a) 当該給付が受注者の直接使用関係にある職員のほか、受注者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員も対象にすること。
- (b) 当該給付が労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

【問い合わせ先】

水戸市契約検査課審査係 TEL: 029-224-1111 (内線)1551